

外国為替令及び輸出貿易管理令等（重要・新興品目等）の改正の概要について

令和 7 年 4 月
経 済 産 業 省
貿 易 経 済 安 全 保 障 局

1 改正趣旨

我が国では、国際的な平和及び安全の維持のため、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づき、重要・新興技術として規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。

国際的な協調の下、責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえ、重要・新興技術の軍事転用防止を目的に、関連する特定の貨物及び技術を輸出管理の対象に追加し、併せて技術的な仕様の見直し等（ワッセナー・アレンジメント等（参考 1）での一致を踏まえたものを含む。）を行う。また、更に産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会での議論等を踏まえ、安全保障貿易管理に係る規制の合理化・適正化を行う。

このため、外為法第 25 条第 1 項又は第 48 条第 1 項に基づく許可を要する貨物・技術について、「外国為替令」別表、「輸出貿易管理令」別表第 1 及び「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」及び関連通達の必要の改正を行う。（参考 2）

公布：令和 7 年 4 月 3 日（木）公布（政令は 3 月 28 日（金）公布）

施行：令和 7 年 5 月 28 日（水）施行

- 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 102 号）
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 34 号）
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和 7 年 4 月 3 日付け輸出注意事項 2025 第 9 号）

2 改正概要

（1）重要・新興技術関連品目等に係る改正

項番等	改正内容	改正法令等
原子力関連 （2 の項関係）	蒸留塔に係る仕様を改正	● 貨物等省令第 1 条第 10 号ロ（二） ● 運用通達（解釈）
	ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料に係る仕様を改正	● 貨物等省令第 1 条第 22 号ロ
	重水を製造等するための触媒等に係る仕様を改正	● 輸出令別表第 1 の 2 の項（49） ● 貨物等省令第 1 条第 59 号 ● 運用通達（解釈）
化学兵器関連 （3 の項関係）	軍用の化学製剤の原料となるジプロピルアミンを追加	● 貨物等省令第 2 条第 1 項第 1 号
	空気中の物質を検知する装置に係る仕様を改正	● 貨物等省令第 2 条第 2 項第 11 号イ ● 運用通達（解釈）

項番等	改正内容	改正法令等
生物兵器関連（３の２の項関係）	ネオサキシトキシン（毒素）を追加	● 貨物等省令第２条の２第３号
先端材料関連（５の項関係）	繊維等の製造装置の仕様に係る改正	● 貨物等省令第４条第４号 ● 運用通達（解釈）
	五ふっ化よう素を追加	● 輸出令別表第１の５の項（１９） ● 貨物等省令第４条第１６号
材料加工関連（６の項関係）	セラミック複合材料に係る高温コーティング技術の追加	● 外為令別表６の項（６） ● 貨物等省令第１８条第６項 ● 役務通達（解釈）
	金属積層造形装置の追加	● 輸出令別表第１の６の項（１０） ● 貨物等省令第５条第１２号 ● 運用通達（解釈）
エレクトロニクス関連（７の項関係）	先端ICチップの追加	● 貨物等省令第６条第１号ヨ ● 運用通達（解釈）
	ハーモニックミクサ・コンバータに係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第２号リ
	極低温アンプ（パラメトリック信号増幅器）の追加	● 貨物等省令第６条第２号ヨ
	スペクトラムアナライザーに係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１２号
	信号発生器に係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１３号
	ネットワークアナライザーに係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１４号
	結晶のエピタキシャル成長装置に係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１７号イ
	極低温冷却装置の追加	● 輸出令別表第１の７の項（１５の３） ● 貨物等省令第６条第１６号の３
	異方性ドライエッチング装置に係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１７号カ
	成膜装置に係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１７号レ、ソ、ツ、キ
	シリコン等のエピタキシャル成長装置に係る仕様の改正	● 貨物等省令第６条第１７号ウ
	プラズマドーピングイオン注入装置の追加	● 貨物等省令第６条第１７号コ ● 運用通達（解釈）
	露光装置のアップグレードのための装置の追加	● 貨物等省令第６条第１７号エ ● 運用通達（解釈）
	ナノインプリントリソグラフィ装置の追加	● 貨物等省令第６条第１７号テ
	シリコンの内部を垂直に貫通する電極等のエッチング装置の追加	● 貨物等省令第６条第１７号ア ● 運用通達（解釈）

項番等	改正内容	改正法令等
	EUVパターンを再形成やトリミングにより改善する装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号サ ● 運用通達（解釈）
	物理的な方法でタンGSTENの層を成膜する等の成膜装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号キ ● 運用通達（解釈）
	レーザーなどを用いて熱処理をする装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号ユ ● 運用通達（解釈）
	超臨界二酸化炭素を用いた洗浄装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号メ
	ウエハーの欠陥を検査する装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号ミ ● 運用通達（解釈）
	重ね合わせ精度計測装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号シ ● 運用通達（解釈）
	極低温ウエハープローバ装置の追加	● 貨物等省令第6条第17号の2ロ
	EUVマスク等の追加	● 貨物等省令第6条第17号の3ニ ● 運用通達（解釈）
	同位体分離シリコン/ゲルマニウム基板・原料の追加	● 輸出令別表第1の7の項（24）、（25） ● 貨物等省令第6条第18号の2、第25号、第26号
	先端パッケージング用のECADプログラムの追加	● 貨物等省令第19条第3項第9号 ● 役務通達（解釈）
	マルチパターンニング技術を用いた集積回路製造用のECADプログラムの追加	● 貨物等省令第19条第3項第10号 ● 役務通達（解釈）
	計算機リソグラフィプログラムの追加	● 貨物等省令第19条第3項第11号
電子計算機関連（8の項関係）	先端ICチップを有する電子計算機等の追加	● 貨物等省令第7条第7号
通信関連（9の項関係）	暗号装置に係る仕様の改正	● 貨物等省令第8条第9号イ ● 運用通達（解釈）
海洋関連（12の項関係）	船舶の部分品（電動装置）に係る仕様の改正	● 貨物等省令第11条第10号ニ
推進装置関連（13の項関係）	液体ロケット推進装置の部分品（極低温用の冷却装置等）に係る仕様の改正	● 貨物等省令第12条第6号イ、ロ

（２）規制の合理化・適正化に係る改正

産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会での議論等を踏まえ、以下の改正を実施。

① 包括許可制度の見直し

イ) 特別一般包括許可 包括許可要領

以下の項目については、特別一般包括の適用対象として拡充する。

- ・エアバッグ用火薬類などの防衛装備ではない輸出令別表第１の１項の貨物
＜同令同表１の項（３）＞
- ・一部の国を仕向地とする移設検知装置を搭載した工作機械
＜輸出令別表第１の２の項（１２）１、外為令別表の２の項（２）＞
- ・半導体製造用の圧力計、クロスフローろ過装置の部分品
＜輸出令別表第２の項（３３）、３の２の項（２）４＞

ロ) 特定包括許可 包括許可要領

以下の貨物及び使用プログラムについては、特定包括許可の取得要件を緩和する。

- ・ナノインプリントリソグラフィ装置、マスク描画装置、マスク、マスクブランクス、レジスト
＜貨物等省令第６条第１７号へ（２）若しくは（３）、第１７号の３イからハまで、第１７号の４又は第１９号イ若しくはホ＞
- ・ナノインプリントリソグラフィ装置、マスク描画装置の使用プログラム
＜貨物等省令第６条第１７号へ（２）又は（３）＞

② 特定の品目に係る輸出管理の見直し 運用通達、位置決め精度通達

工作機械の該非判定に係る手続きを適正化する。

＜運用通達（解釈）、同通達５－０、位置決め精度通達＞

③ 返品等に伴う輸出管理の見直し 包括許可要領

特別返品等包括許可に係る申請者の要件を緩和するとともに、申請書類を簡素化する。

なお、上記（１）の改正に伴い包括許可の適用見直しを行った一部の品目について、経過措置として、一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあっては、本通達改正の施行日から起算して６月を経過する日（令和７年１１月２８日）までは、なお従前の例によることとする。 →通達（附則）参照

※その他、技術的な修正等を含め、所要の改正を行う。

(参考１) 国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。１９７４年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は４８か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に１９８５年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は４２か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。１９８０年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として１９８７年に発足。参加国数は３５か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として１９９６年に発足。参加国数は４２か国。

(参考２) 関係法令及び略称

●	法律	
	外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）
●	政令	
	外為令	外国為替令（昭和５５年政令第２６０号）
	輸出令	輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）
●	省令	
	貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成３年通商産業省令第４９号）
●	通達	
	運用通達	輸出貿易管理令の運用について（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）
	役務通達	外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）
	包括許可要領	包括許可取扱要領（平成１７年２月２５日付け輸出注意事項１７第７号）
	位置決め精度通達	工作機械の位置決め精度等の申告値について（平成２８年１１月１８日付け輸出注意事項２８第３０号）